



島根県報

平成25年8月9日（金）

号外 第 127 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【特定調達公告】

可搬型モニタリングポスト調達に係る一般競争入札の実施

（原子力安全対策課） 2

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年 8 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項**(1) 件名及び数量**

可搬型モニタリングポスト 14基

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成26年 3 月10日

(4) 納入場所

島根県松江市西浜佐陀町582番地 1 原子力環境センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な事項

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格名簿において、営業種目（大分類「4 機械器具類」中分類「(3) 理化学機器」）に登録されている者であること。

(4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 防災行政無線を使用した本業務と同様のシステムの整備実績があること。

3 入札手続等**(1) 入札説明書の交付****ア 交付期間**

平成25年 8 月 9 日から同月16日まで

（交付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）

イ 交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部原子力安全対策課原子力安全対策グループ

電話0852-22-5278

(2) 入札説明会

実施しない。

(3) 確認書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる入札参加資格確認申請書その他の書類を次のとおり提出すること。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出期限

平成25年 8 月 19 日 午後 5 時

ウ 提出場所

(1)イの場所

(4) 入札書の提出

入札参加資格の確認を受けた者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出期限

平成25年 8 月 23 日 午前11時

(ただし、郵送の場合は、平成25年 8 月 22 日午後 5 時までには到着していること。)

ウ 提出場所

平成25年 8 月 23 日午前10時までは(1)イの場所とし、それ以降は(5)イの場所とする。

(5) 開札

ア 日時

平成25年 8 月 23 日 午前11時

イ 場所

島根県庁 会議棟第 3 会議室

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第 22号）第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を、落札者とする。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

なお、本契約は島根県議会の議決を必要とするため、落札者の決定時には仮契約を締結するものとし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Mobile Monitoring Post, 14 set
- (2) Delivery period : 10 March 2014
- (3) Time-limit for tender : 11 : 00 23 August 2013 (Tenders submitted by mail : 17 : 00 22 August 2013)
- (4) Information regarding tender : Nuclear Power Safety Policy Division Shimane Prefectural Government,
1 Tono-machi Matsue-shi Shimane-ken 690-8501 Japan, Tel 0852-22-5278